

# 令和3年度 社会福祉法人ウィング事業計画

人が輝くために ～人を想い・人の人生を想い・未来につなぐ～

## 【重点目標】

1. 利用者主体の支援・本人の意思を尊重した支援の徹底
2. 重度障害者支援のさらなる強化
3. 地域生活支援拠点等への積極的な対応
4. 誇りの持てる、働きがいある組織づくり

## 【主要な取り組み】

1. 利用者の立場に立った質の高いサービス提供
  - ・利用者の生活ニーズに応じた速やかなサービス提供
  - ・緊急時ニーズへの柔軟かつ積極的な対応
  - ・専門性に裏づけられた支援とサービスの質的向上
  - ・引き続き、加齢や重度化への対応力強化
2. 2023年4月開設に向けた、第2グループホーム設立準備
  - ・施設整備協議書提出・人員体制の在り方検討など
3. 人材の確保と育成・定着の推進
  - ・広報活動（各拠点からの発信）の強化
  - ・人材育成方針及び人事考課制度の浸透
  - ・キャリア形成に配慮した、内部外部研修の充実・資格取得のバックアップ
  - ・事業所間連携の強化
4. 持続可能な事業運営
  - ・各事業の利用率・稼働率の向上
  - ・収支状況の適切な把握・各種報酬加算の取得見直しなど
5. 感染症や災害への対応力強化
  - ・各拠点における事業継続計画の策定
  - ・感染症対策委員会の設置

## 法人本部

### 【基本方針】

1. 社会福祉法人としての使命の追及
2. 適正かつ公正な法人運営
3. 積極的な情報公開・情報発信

### 【主要な取り組み】

1. 理事会・評議員会において、法人の経営・運営状況や、経営会議・本部会議で集約された意見等を、審議または協議しやすい明瞭な形にし、報告を行う。

2. 役員任期満了に伴い、定款の定めにより役員改選手続きを行う。
3. 法令に基づく規程の再確認と法人内ルールを統一し、コンプライアンスとガバナンスの強化を行う。11月施行に向け就業規則の改定に取り組む。
4. 感染症対策委員会を設置し、指針の策定、対策の整備を行う。
5. グループホーム設立に向け、計画的な人材確保に取り組む。
6. ホームページを最大限に活用し、法人の魅力を発信して、効果的な採用につなげる。
7. 集約した様々な情報を各事業所と共有し、サービス向上・充実にバックアップする。
8. 階層（管理職・主任職・中堅職・新任職）に応じた内部研修のシステム化
9. 本部事務局の体制強化に引き続き取り組み、法改正や制度改正に柔軟に対応していく。
10. 事業展開やニーズ、生産性向上を意識し、ICT導入の可能性を探る。Wi-Fi環境を整備する。

## 【委員会】

### 1. 研修委員会

- 目的・目標
  - ・「人材育成指針」に基づき、研修の企画・運営を行う。
  - ・職員1人1人が必要なスキルを身につけ、より良い利用者支援につなげる。
  - ・事業所同士の連携の場ともなるような研修を企画していく。
- 実施計画
  - ・新任研修：新人同士の絆づくりを意識した内容（年5回）
  - ・法人全体研修の企画・実施（年1～2回）
  - ・研修会は、感染症対策を講じた環境整備に努める。
  - ・研修委員会だよりの発行（年4回）

### 2. 福利厚生委員会

- 目的・目標
  - ・勤務形態の違いを乗り越えて、職員間の交流やつながりを深め、一体感のある元気で明るい職場を作る。
- 実施計画
  - ・職員アンケート実施
  - ・コロナ禍での親睦を深めるアイデア・企画検討
  - ・交流を深める場所を作る。
  - ・法人新年会の企画・実施

### 3. 感染症対策委員会

- 目的・目標
  - ・利用者・職員の安全・安心を守るために、感染症の発生やまん延の防止等に関する取り組みの基本を定める。
- 実施計画
  - ・感染症対策の指針の整備、研修や訓練のあり方検討
  - ・感染症対策委員会の役割・機能・あり方検討

### 4. 権利擁護委員会

- 目的・目標
  - ・虐待未然防止策として、利用者への人権意識を高めるための取り組み・発信をする。
  - ・身体拘束等の適正化を図るための対策を講じる。
- 実施計画
  - ・現場の声から「これってどうなんだろう？」事例を抽出し、各事業

所内での意見交換や事業所間の情報共有の機会を作る。

- ・身体拘束等の適正化を図るための指針の整備、及び定期研修の計画を推進する。

#### 5. Smile∞Smile フェス実行委員会

- 目的・目標
  - ・イベントを通して、地域の人達がウィングを知る・つながりを深める機会とする。
  - ・地域イベントとして認知度を上げ、来場者を増やす。
- 実施計画
  - ・2022年度実施を目指して、川島町との連携を図りながら11月より企画・準備を進める。

#### 6. 担当表

研修委員会	
福利厚生委員会	
感染症対策委員会	
権利擁護委員会	
2022 フェス実行委員会	

#### 【令和3年度・苦情解決体制】

拠点	苦情解決責任者	苦情受付担当者
のびっこ	福田香美	(生活介護) 山田陸太郎 (就労B型) 山岸信人
地域生活支援センター	原田知子	(きらり) 井野一浩 (そら) 辻野 聡
にこにこぬくぬく	清水 剛	関口 智
にじ	内田常子	石井映子
本部	今野美緒	美原美穂
苦情解決第三者委員	丹羽彩文 ・ 中島敏史	

## II のびっこ拠点

### ワーク&ライクのびっこ

#### 【実施事業】

障害者総合支援法に基づく、生活介護事業・就労継続支援B型事業（多機能型）

#### 【サービス提供方針】

1. 利用者本人の主体性を重んじ、日中活動の場として、好きなことや楽しみを大切にしながら、生き生きと「活躍」できるよう支援する。
2. ご家族も安心していただけるよう、コミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。
3. 地域とのつながりを大切に作業や日中活動を行うことで、共に生きる地域社会づくりに貢献する。

#### 【重点目標】

1. 利用者の命を守る徹底したコロナ対策
2. 一人の利用者を全職員が知る。

3. 利用者も職員も新しいことにチャレンジできる環境を整える。

4. 風通しの良い事業所づくり

【具体的な取り組み】

- ・班をまたいだ柔軟な利用者支援を確立するために、内部研修で事例検討をする機会を増やし、一人ひとりの特性を知り支援できるようにする。
- ・利用者へのより良い支援のために担当者会議や連携会議等を積極的に行い、他事業所との連携強化を行う。
- ・利用者の重度化・高齢化、または利用者・職員の異動にも対応できるよう、各作業班のマニュアル化、システム化に取り組む。
- ・ゆるゆるタイムの定着を図り、利用者の得意なこと、好きなことを大切にしながら、さらに生き生きと充実した活動時間になるように支援する。
- ・利用者支援においてタブレットの使用やリモートでのモニタリング等、コロナ禍における支援の工夫を行う。
- ・情勢を踏まえながら、利用者を楽しんでもらえるイベントを企画・実施していく。
- ・医ケア体制を確立するために、看護師を中心に喀痰吸引等研修受講を推進・実施する。
- ・老朽化した箇所について安全で清潔な環境になるよう整備する。
- ・栄養士や看護師が参加する勉強会の要素もある保護者会を開催していく。
- ・ペイペイ、テイクアウト、インターネットでのギフト販売など、時代の流れに添った営業スタイルを確立する。
- ・コロナ禍に負けない安定した工賃支給を継続する。
- ・各作業やイベントを通して地域とのつながりを深め、生き生きと活躍する利用者の様子をSNSやブログで積極的に発信していく。
- ・気持ちをリフレッシュさせ前向きに支援に取り組めるよう、職員の休憩シフトを確立していく。
- ・安定した事業運営のために、定員と利用率維持を図る。
- ・引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底と、水害時の避難確保計画策定・訓練実施を行う。

【研修計画】

実施	研修内容	研修目的	担当
4月	緊急時の対応	緊急時の再確認	サビ管
5月	事例検討	利用者支援の再確認	管理者
6月	安全運転研修①	安全運転への意識向上	サビ管
7月	熱中症対策	夏期での支援対策	看護師
9月	事例検討	外部講師を招いて利用者支援を深く学ぶ	担当者
10月	感染症対策	感染症への理解と予防	看護師
11月	安全運転研修②	雪、凍結での安全運転	サビ管
12月	事故防止研修	リスクマネジメントを学ぶ	外部講師
3月	虐待防止研修	虐待への再確認、意識向上	主任





### Ⅲかわじま地域生活支援センター拠点

コロナ禍でも、利用者や家族、職員が安全に安心して自分の暮らしが送れるよう生活に密着した支援を行っていく。今年度は、ライフサポートそらの体制が変わる年であるため、引継ぎ・基盤づくりの年となる。また、昨年から、軽度の障害者やひきこもりの方のためのスポーツや仲間づくりの場として検討している内容をさらに具体化し実施する。

#### かわじま町障がい児・者相談支援事業所きらり

【実施事業】 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業  
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業  
生活困窮者に対する相談支援事業(彩の国安心セーフティーネット事業)

#### 【サービス基本方針】

1. 川島町唯一の障がい児者相談事業所として、障害のあるなしに関わらず、この地域で生涯にわたり、その人らしく安心して生活・働けるよう、当事者のエンパワーメントを軸に細やかな相談支援を行う。その為には、行政をはじめ関係機関との連携、インフォーマルな社会資源の活用など、地域で支える視点を持ちながら、人と人とのつながりを大切に推進していく。
2. 地域課題に直面した時に、次につなげ検討していく。地域力を高めていく。
3. かわじま地域生活支援センターとして一体化した支援を提供し、多様化した地域ニーズに応えられる組織になる。

#### 【重点目標と具体的な取り組み】

1. 現在の相談支援の継続（本人・家族の希望に沿った総合的な支援）
  - ・コロナ禍であるが、状況に合わせた訪問や聞き取り方法で、関係機関と連携し、ご本人の希望を支援する。
  - ・困難ケースの個別会議をきらり内で行う。（必要時）
2. 天災時のマニュアルづくり
  - ・災害時の個別支援計画を希望された方に作成し整える。関係機関との情報共有を行う。
3. きらりスマイルサロンの展開
  - ・自立生活に向けたサロン展開をする。
  - ・軽度の障害者やひきこもりの方が参加できる場所の検討をしていく。川島総合型地域スポーツクラブとの連携、検討、実施する。
4. 生活困窮者支援の継続
  - ・安心セーフティーネットの担当職員を増やす。
5. 川島町の地域力アップ・連携の強化
  - ・川島連絡会の参加継続（委託相談・行政・保健師との情報共有）
  - ・きらり事例検討会の開催（川島町内事業所と課題共有、検討）
  - ・ともいき食堂の見学、必要であれば連携等を検討

6. かわじま地域生活支援センターとして一体化した支援を提供
  - ・センター合同で研修（虐待・権利擁護・センター未来像など）

#### 【年間計画】

1. きらりサロン 毎月1回土曜日開催（法人全体研修月は開催なし）
2. スタッフ会議 毎月1回
3. 困難ケースの個別会議をきらり内で必要時に実施
4. かわじま地域生活支援センター合同研修（2月：人権について）

#### ライフサポートそら

##### 【実施事業】

障害者総合支援法に基づく

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援事業

介護保険法に基づく 訪問介護事業・介護予防日常生活総合事業

障害児(者)生活サポート・福祉有償運送事業 川島町スポーツ・芸術文化活動等事業

##### 【サービス基本方針】

1. 在宅サービスの事業所として、利用者やその家族が望むサービスを必要な時に利用しただけのように体制を整え支援を実施し《選んでよかった・使ってよかった》と思っただけの事業所にしていく。
2. かわじま地域支援センターとして一体化した支援を提供し、多様化した地域ニーズに応えられる組織になる。

##### 【重点目標と具体的な取り組み】

1. サービス（支援）の質の向上
  - ・本人、家族のニーズをサービスにつなげる。
  - ・コロナ禍でも、安心して過ごせる場や、感染防止対策、発生時の対応等に努めていく。
  - ・利用者の高齢化に伴い介護度が上がっている。介護技術の向上、対応できる職員増を図る。
2. ニーズに応えられる体制づくり
  - ・人材確保→実習生の受け入れ、募集チラシ配布
  - ・人材定着→今いる職員のやりがいや、働きたいと思う環境づくり（有給休暇の取得率向上・連休の確保）
  - ・人材育成→ヘルパーとしての対応力・技術力を高める（個別支援会議・合同研修等）
3. 新たな体制づくり
  - ・主任・異動職員への引継ぎ・サポート・育成を丁寧に行う。
  - ・新体制が安定後、収入増に向けて検討していく。
4. 地域とのつながりを大切にする
  - ・地域の中で、利用者様が地域とつながる機会を検討していく。
5. 軽度の障害者や、ひきこもりの方が参加できる場の検討
  - ・きらりと共同で、総合型スポーツクラブに参加できる方はないでいく。



【事業別利用見込】

事業区分	契約数	月平均時間		年間利用時間
指定訪問介護等	4	40		480
行動援護	27	500		6000
	11	身体介護	190	2280
	4	家事援助	8	96
	14	通院等介助	身介あり 13	156
身介なし 3			96	
重度訪問介護	1	15		180
同行援護	2	25		300
移動支援	65	身体あり	127	1520
		身体なし	52	624
生活サポート	130	275		3300

【るんるんクラブ】

○るんるんキッズ

目的：様々な体験を通して、生活に必要なことを学びながら親や友達と一緒に楽しむ。

開催日：原則第4日曜日 10:30～12:00

内容：親子 de フラワーアレンジ・チャレンジ外出 など

○カルチャースクール

目的：友達と一緒に様々な体験(運動・表現活動)をしながら、余暇を楽しく過ごす。

開催日：原則第2・3・4火曜日 16:30～18:00

内容：よさこいダンス・フラダンス・ヨガ・ウォーキング・ドッチビー・鑑賞会など  
生涯学習フェスティバル・老健施設・川島町中央文化展など、発表する場を設ける。 ※コロナ等の状況により内容の変更、中止もある。

【グループ外出企画年間予定】

月	日(土・日)	内 容
4月	11日・12日	ハイキングに行こう
5月	9日・10日	小江戸川越で楽しもう
6月	6日・7日	スポーツを楽しもう
7月	4日・5日	水族館に行こう
8月	1日・2日	博物館に行こう
9月	5日・6日	食べ歩きしよう
10月	3日・4日	船に乗ろう
11月	7日・8日	動物に会いに行こう
12月	5日・6日	冬のイベントを楽しもう
1月	10日・11日	初詣に行こう

2月	6日・7日	新名所に行こう
3月	6日・7日	遠出をしよう

※コロナ等の状況により内容を変更、中止もある。

#### 【研修計画】

実施月	研修内容	研修目的	担当
4月	個人情報取扱	個人情報の漏洩を防ぐ	主任
5月	リスクマネジメント	利用者の立場に立って対応する 利用者の留意事項を共有する 緊急時にスムーズに動く	主任
6月	事故報告とヒヤリハット	事故やヒヤリハット等の事例を もとに話し合い意識を高める	主任
7月	安全運転講習(講師)	交通事故防止の意識を高める	事業又は 車両担当
10月	普通救命講習(講師)	利用者の緊急事態に迅速に対応 する	保健係
11月	感染症	感染症対策の共有	感染対策委員
12月	事故報告とヒヤリハット	事故やヒヤリハット等の事例を もとに話し合い意識を高める	サービス 提供責任者
2月	人権(虐待)	(きらり合同研修) 利用者の権利について研修	権利擁護委員
備考	＊スタッフ会議(毎月) ＊個別支援会議は毎月実施(1月2月以外) ＊安全運転講習3年に1回外部研修受講。今年度は、安全運転管理者が同乗して運転チェック講習を行う。		

#### IV にじ拠点

##### 【実施事業】

障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業

##### 【サービス提供基本方針】 ～利用者が安心して快適に生活するために～

1. 利用者の人権を尊重し、誠意と敬意を持って丁寧な支援を行い、その人らしい生活を保障する。
2. 利用者同士の支え合いや交流を大切にしながら、家庭的な温かいホームを目指す。
3. 居心地の良い清潔で衛生的かつ健康的な住環境づくりを目指す。
4. 地域の中のホームとして、利用者が地域の一員として生活していく後押しをする。

##### 【重点目標】

1. 彩りのある暮らしを創る。
2. 利用者の安心・安全・快適な生活を守る。

3. チームワークで支援力を高める。

4. 危機管理対策の見直しを図る。

【具体的な取り組み】

- ・笑顔が見える個別支援計画作成と実行
- ・利用者と家族のつながりを大切にする。
- ・美味しいバランスの取れた食事の提供。のびっこ栄養士との連携を図る。
- ・利用者誕生日を皆でお祝いする。
- ・利用者の楽しみ企画としてミニ行事を実施する。
- ・外食企画の実施（月1回）＊コロナウィルス感染状況を踏まえて再開する。
- ・体重測定（月1回）
- ・快適な環境整備：日常清掃の徹底・業者委託（除草・全室床清掃・空調）・自転車置場の設置・寝具チェックシートの活用など
- ・入居メンバー会議（月1回）利用者の声や主体性を大切にする。
- ・職員間で速やかな情報共有を図る。  
    〔内部連携〕業務日誌・SNS活用  
        スタッフ会議（月1回）・運営会議（月1回）・看護師会議（偶数月1回）  
    〔法人内〕居宅介護ヘルパーとの連携（ヘルパー会議へ参加）  
        通所のびっことの連携（連絡帳・支援会議など）・きらりケア会議参加
- ・業務の標準化を図るために業務マニュアルを整備する。
- ・水害時避難計画の策定と訓練実施
- ・休日活動などボランティアを募り、地域とのつながりを創る。
- ・地域のグループホームとして広報の可能性探る など

【年間予定表】＊コロナ感染状況により中止の場合あり

月	行事・活動	その他
4月	お花見・誕生会・地区ひまわり種まき	
5月	カラオケ会・誕生会・地区美化運動	職員健康診断・業者除草
6月	誕生会	
7月	地区コスモス種まき・七夕飾り	防災訓練（水害想定）・業者除草
8月	花火・カラオケ・誕生会	
9月	誕生会・地区美化運動	業者除草
10月	地区菜の花種まき	床清掃（業者）
11月		職員健康診断・業者除草
12月	忘年会（カラオケ）・大掃除	
1月	初詣	
2月	地区美化運動	防災訓練（火災想定）
3月		空調設備清掃（業者）・業者除草

**【研修計画】**

実施月	研修内容	研修目的	担当
5月	ヒヤリハットと事故報告	ヒヤリハットと事故報告の目的・意義を理解する	管理者
6月	障害者の権利擁護	権利擁護の基本を学ぶ	管理者
9月	事例検討会（講師研修）	事例を通して支援を学ぶ	事例担当
11月	感染症予防	感染症対策の基本を学ぶ	看護師/保健係
1月	事例検討会（講師研修）	事例を通して支援を学ぶ	事例担当
3月	健康に関すること	職員の心と体のリフレッシュ	担当者

## Vにここにこ・ぬくぬく拠点

**ここにこ****【実施事業】**

児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業

**【サービス提供基本方針】**

1. 個々の利用者のニーズに即した支援を中心にし、そのうえで年代や障害を含めて多様な利用者を受け入れている特性を活かし、集団での活動を通じて利用者同士の交流の後押しをする。
2. 新型コロナウイルス等感染症対策に力を入れることで、安心してご利用していただく。
3. 医療的ケア児への支援をはじめ、重度の方への専門的な支援にもより一層力を注ぐ。
4. 子どもの人権を尊重した丁寧な支援をおこなう
5. 児童発達支援管理責任者の変更に伴いスタッフ体制が新しくなることで、今までの枠にとらわれない新たなチャレンジをしていく。

**【重点目標】**

1. 個別支援計画を基にした、より専門性を踏まえた支援を行い、利用者満足度を高める。
2. 日々のプログラムの質をより高める。感染症対策を万全に行い、コロナ禍でも工夫しておこなう。
3. まずは医療的ケア児が安心して利用できる体制を整える。
4. 人権、権利擁護に関する職員への啓発、取り組みを繰り返しておこなう。
5. オープン5年間の良い部分と課題点を洗い出し、良い部分は更に磨き、課題点は積極的に見直し改善する。

**【具体的な取り組み】**

1. 個別支援の充実
  - ・個々の児童に即した個別支援計画を立て、児童の発達段階や障害特性に応じたきめ細やかな支援をおこなう。

- ・違う学校や学年での交流を図ることができるように工夫する。
  - ・日々の連絡ノート、送迎時の引継ぎ、電話やメールでのコミュニケーション、個別面談などを通して、利用者の様子について保護者との連携を大切に行う。新型コロナウイルスの状況にもよるが、保護者交流会を企画して、保護者との直接的な交流を図る。
  - ・利用者送迎では、適正な配車計画を実施する。また、安全運転研修を定期的に行い、無事故を目指す。
2. プログラムの質
- ・法人の感染症対策委員会と連携して、感染症の発生防止、まん延防止を徹底する。
  - ・個別支援計画と当日のプログラムをリンクさせ、活動や遊びを通じた中で個人の発達支援を積み重ねる。
  - ・事前の準備を確実にこなす。また事業所内外の整理整頓を日常的に行う。
3. 医療ケア児支援
- ・医療ケアが必要になったために現在利用を中断している利用者の受け入れ態勢を整え、安心してご利用いただけるようにする。その上で、新たな利用ニーズに応える。
  - ・医療ケアが必要ではない方に関しても、看護師がいることでの安心した受け入れ態勢、支援で臨んでいく。
  - ・支援員が知識・技術を高める。
4. 人権、権利擁護
- ・各職員が、常に敬意をもって利用者に接する。
  - ・定期的に権利擁護・虐待防止研修を実施する。また会議及び日常的な啓発も忘れずに、より掘り下げた話し合いをおこなう。
5. 事業所の発展
- ・今年度より主任職を配置し、組織体系が変更するのを良い機会とし、固定化を打破して、多様な活動にチャレンジする。
  - ・各職員に応じた計画的な研修をおこない、職員の育成を強化する。
  - ・万が一に応じた水害対策計画を策定する。

【にこにこ年間予定】

<b>4月 (26日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	<b>5月 (26日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>6月 (26日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
<b>7月 (27日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>8月 (23日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ★13日～16日夏期休業日	<b>9月 (26日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ※利用者個別面談(9月～10月)
<b>10月 (26日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ※10月末～川島町中央文化展に出品しよう	<b>11月 (26日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	<b>12月 (24日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ★29日～31日冬期休業日
<b>1月 (24日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ★1日～3日冬期休業日	<b>2月 (24日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 ※利用者個別面談(2月～3月)	<b>3月 (27日)</b> 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

□ は、にこにこ休業日    ■ は、祝日(にこにこは営業)    \* 年間開所日 305日  
 \* スタッフ会議・・・原則毎月第2週    \* 運営会議・・・原則毎月第1週

【実施事業】

障害者総合支援法に基づく短期入所事業

【サービス提供基本方針】

1. 個々のニーズをしっかりと受け止めて、そのニーズに即した適切かつ丁寧な支援をおこなう。
2. 新型コロナウイルス等感染症対策に力を入れることで、安心してご利用していただく。
3. 緊急時のニーズに対して、迅速に対応する。
4. 宿泊の場面ということで、常に人権意識を持って支援にあたる。

【重点目標】

1. 食事・入浴・睡眠等、各生活の場面において、各利用者のニーズを踏まえた上で、年齢や障害に応じてのその場面に応じた適切な支援、丁寧な支援をおこなう。その際には職員間で情報を共有し、統一した対応をとる。
2. 対策を万全におこない、感染症を発生させない。
3. 緊急時対応については、優先的に調整して全て受け入れるように努める。
4. 重度の方が多く利用している点をも踏まえて、利用者の人権に対する取り組みを継続しておこない、職員の意識をより一層高める。

【具体的な取り組み】

1. 適切かつ丁寧な支援
  - ・年齢や障害に応じ、具体的な介助や、利用者に対する姿勢、言葉遣いを、ひとつひとつ丁寧におこなう。
  - ・各利用者のニーズに基づき、日々の連絡ノートを中心に、必要に応じて保護者と電話等にて連絡を取り、各利用者の状況や様子の把握に努める。また各関係機関との連携も密におこなう。
  - ・支援における必要な情報、様子の共有等に関して、職員間での連携をより徹底する。その上で、支援・業務について統一した対応でおこなう。
  - ・特に服薬については、飲み間違いを防ぐため、職員間での確認を毎回確実ににおこなう。
2. 感染症対策
  - ・感染防止、まん延防止のため、消毒、検温、換気など、必要な対策を徹底する。
  - ・利用者の状態に応じた柔軟な対応・対策を取る。
3. 緊急時対応
  - ・緊急時の利用依頼については、直ちに最優先で対応・調整する。
  - ・必要な利用者が安心できるように、また譲って頂く方については、変更の依頼が偏らないように、マニュアルに基づき対応する。
  - ・緊急時には、保護者に加えて、各関係機関とも必要な連携を確実ににおこなう。
  - ・緊急時ではない、予約段階における希望日等の変更についても、ひとつのニーズと捉え、出来る限り柔軟に対応していく。
4. 人権意識

- ・定期的に権利擁護・虐待防止研修を実施する。また会議及び日常的な啓発も忘れない。
- ・各職員が外部の人権研修に参加して、理解を深め、その内容を他職員に還元する。

5. 営業日数 361日（休業日12月31日～1月3日の受け入れ）

【にこにこぬくぬく研修計画】

実施月	研修内容	研修目的	担当
4月	権利擁護・虐待防止	利用者の人権への配慮を徹底する	主任
5月	てんかん発作	てんかん発作の知識、対応法を学ぶ	保健係
6月	事故・緊急時対応	事故等緊急時に、迅速・的確で統一した対応をおこなう	担当者
9月	救命講習	病気・事故等救急時の初動対応を学ぶ	保健係・防災係
10月	個人情報保護	個人情報の適切な取り扱いのため	担当者
11月	安全運転	日々安全な運行管理を行う	車両係
12月	感染症予防	感染症対策について知識を得て、職員間で統一した対応をとる	保健係
2月	権利擁護・虐待防止	利用者の人権への配慮を徹底する	主任
備考	※防災訓練（7月・2月）		



